

# インボイス制度・ 電子帳簿保存法セミナー

事業環境変化  
対応型支援事業

事業環境の変化を受ける中小・小規模事業者の皆さまに向けて、高崎商工会議所では、インボイス制度と電子帳簿保存法についてのセミナーを、第1部、第2部に分けて開催します。インボイス制度について全く分からないという事業者の皆さまは第1部を受講ください。第2部では、インボイス制度についても触れますが、電子帳簿保存法がメインとなります。両方にご参加いただくことも可能です。

日時

令和4年10月12日水

第1部

10:00~12:00

第2部

14:00~16:00

会場

高崎商工会議所 6階ホール (高崎市問屋町2-7-8)

受講料

無料

定員

各部50名(先着順)

※定員になり次第、  
締め切らせていただきます。

対象者

中小・小規模事業者(会員・非会員問わず)

主催

高崎商工会議所

お問合せ

高崎商工会議所 経営支援課 (☎027-361-5171)

第1部 10:00 ~ 12:00

## インボイス制度対策

### 年間売上1000万円以下の 事業者(免税事業者)も注意!

2023年10月から導入されるインボイス制度により、消費税制度は段階的に、かつ大きく変化していきます。インボイス制度を理解せず、今まで通りの取引・帳簿記録を行っていたら、支払う消費税額が増えてしまう恐れがあります。免税事業者も無関係ではありません。

この講習会では、インボイス制度の導入にあたって手続き上変更となるポイントや、「適格請求書発行事業者」事前登録の方法、課税/免税事業者がそれぞれ留意すべきポイント等をお伝えします。是非、ご聴講の上、貴社における早めの準備にご活用下さい。

第2部 14:00 ~ 16:00

## インボイス制度と 電子帳簿保存法のポイント

### 2023年12月31日までに 義務化対応準備を!

電子取引について電子帳簿保存法に対応した保存が、当初予定の2022年1月から2年間の猶予期間が設けられ、2024年1月より“完全”義務化されます。猶予期間はあるものの、企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、しっかりとした対策が必要です。

電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。